

松本短期大学学則

学校法人 松本学園

松 本 短 期 大 学 学 則

第 1 章 総則

(教育の理念)

第 1 条 松本短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の規定に基づき、幼児保育学科、介護福祉学科を設置し、地域の人びとの保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる、保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士の専門職業人の教育を行う。さらに、専門職業人の教育にかかわる研究を通じて、地域の人びとの保健医療福祉と教育の進展に寄与する。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、教育の理念及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたって必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学科の組織、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第 3 条 本学に幼児保育学科、介護福祉学科を置く。

2 幼児保育学科、介護福祉学科の学生定員は次の表のとおりとする。

学 科	学生定員	
	入学定員	収容定員
幼児保育学科	80人	160人
介護福祉学科	40人	80人

(学科の目的)

3 前項の定める各学科の教育目的は以下のとおりとする。

一 幼児保育学科は、豊かな人間性と倫理観を有し保育者としての専門能力をもって社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

二 介護福祉学科は、豊かな人間性と倫理観を有し介護福祉の専門知識と技術をもって社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(修業年限等)

第 4 条 修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることができない。

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第 5 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は次の2期に分ける。

前学期 4月 1日から 9月30日まで

後学期 10月 1日から 3月31日まで

3 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下らないものとする。

4 学長は、特に必要があると認められるときは、前2項の始期、終期について適切と認められる範囲において変更することができる。

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 開学記念日 5月10日

四 夏季休業 8月1日から9月30日までの間の日

五 冬季休業 12月25日から翌年1月9日までの間の日

六 春季休業 3月16日から3月31日までの間の日

2 学長は、特に必要があると認められるときは、前項の休業日を変更し、もしくは中止し、又は前項の休業日以外に休業日を設けることができる。

3 学業上必要と認めるときは休業日に授業、実験、実習を課すことができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合には、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

五 文部科学大臣の指定した者。

六 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

2 前項の規定は、第11条、第12条、第13条及び第14条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(社会人入学)

第11条 社会人で本学に入学を志願する者があるときには、特別の選考により入学を許可することができる。

2 社会人入学について必要な事項は、別に定める。

(外国人入学)

第12条 外国人で本学に入学を希望する者があるときには、特別の選考により入学を許可することができる。

2 外国人入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第13条 次の各号の1に該当する者が、所定の手続を経て入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

一 本学を卒業し、更に他の学科に入学を願い出た者。

二 本学学則第38条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

(転科・編入学)

第14条 本学他学科からの転科並びに他の大学から編入学を希望する者があるときは、特別の選考により転科又は編入学を許可することができる。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

3 その他転科編入学について必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第15条 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出すると共に、本学所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第16条 入学を許可された者は、保証人2名を定めなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、いずれも独立の生計を営むものとし、保証人は保護者又はこれに準ずる者とする。

4 保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第 5 章 教育課程・履修方法等

(授業科目及びその単位数)

第17条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、次により別表第1、別表第2に定めるとお

りとする。

- 一 幼児保育学科の授業科目及びその単位数 別表第1 幼児保育学科教育課程
- 二 介護福祉学科の授業科目及びその単位数 別表第2 介護福祉学科教育課程

(履修の方法)

第18条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、2年に分けて履修するものとする。

- 2 必修単位数と選択単位数の割り振りについては、前条の別表第1、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 履修登録単位数の上限(CAP制)について必要な事項は、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第19条 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

第20条 本学の授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第21条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

- 2 単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第22条 試験等の時期は、原則として、学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第23条 各授業科目の試験等の受験資格を得るには、別表第1、別表第2に定める授業時間数の3分の2以上(ただし、介護実習については5分の4以上)の出席を必要とする。

- 2 各授業科目の出席時間数の管理は当該授業科目の担当教員が行い、受験資格の有無を決定する。
- 3 やむを得ない事情により、各授業科目の出席時間数が第1項に定める出席時間数に満たない場合は、授業、レポートその他の適切な方法(ただし、幼児保育学科の指定保育士養成施設指定科目並びに介護福祉学科の介護福祉士学校指定科目については授業のみ)により、出席とみなすこともできる。

(追試験)

第24条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと授業科目担当者が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学修の評価及び再試験)

第25条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

- 2 不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格)

第26条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第一に基づく幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、別表第3「教員の免許を得るための要件」に定める学科目を修得しなければならない。

（保育士資格取得要件）

第27条 保育士の資格を得ようとする者は、第40条第1項及び第2項の幼児保育学科卒業要件のほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）に基づき本学で定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

2 前項については、別に「松本短期大学保育士養成課程に関する細目」を設けて定める。

（介護福祉士試験受験資格取得要件）

第28条 介護福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、第40条第1項及び第2項の介護福祉学科卒業要件のほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省厚生労働省令第2号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得しなければならない。

2 前項については、別に「松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目」を設けて定める。

（保育士・介護福祉士養成課程に関する細目）

第29条 保育士及び介護福祉士の資格を得るための養成課程の細目は次のとおりとする。

- 一 「松本短期大学保育士養成課程に関する細目」
- 二 「松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目」

（他学科の授業科目の履修）

第30条 学生は、他学科の授業科目を履修することができる。

2 他学科の授業科目の履修については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生の当該他大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により当該他大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位については、30単位を限度に本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第32条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が第1年次に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項の規定のほか、幼児保育学科にあつては指定保育士養成施設指定基準（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1）に基づき、既修得単位の認定を行う。

3 第1項の規定のほか、介護福祉学科にあつては介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針（平成20年3月28日19文科高第918号 社援発第0328002号 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長通知の別添2）に基づき、既修得単位の認定を行う。

4 第31条及び第32条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、すべてを合わせて30単位以内とする。

5 第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による単位認定の取扱いについては、別に定める。

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない事情により2ヶ月修学することのできない者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、疾病その他やむを得ない事情があると認めるときは、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第4条第2項の在学期間に算入する。

(復学)

第35条 次の各号の1に該当する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て復学することができる。

一 休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき。

二 第39条第3号の規定により除籍された者が、除籍の日の翌日から30日以内に授業料を納付したとき。

三 行方不明者の所在が判明したとき。

(留学)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、学修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が留学して得た学修の成果については、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目により、修得したものと見なすことができる。

3 第1項及び第2項の実施について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第37条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

第39条 学長は、次の各号の1に該当する者を除籍することができる。

一 第4条の規定する在学年限を超えた者。

二 第15条の規定による入学の許可を得た者で、学長の承諾なく指定の期日に入学しない者。

三 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者。

四 死亡又は長期間にわたって行方不明の者。

第7章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第40条 本学を卒業するためには、学生は、2年以上在学し、第2項の定めるところにより、幼児保育

学科は62単位以上、介護福祉学科は68単位以上を修得しなければならない。

2 卒業に必要な履修科目及び単位数は別表第4に定める。

(卒業)

第41条 本学に2年以上在学し、第40条の定める科目及び単位数を修得し、卒業の資格を得た者について、教授会の議を得て学長が認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第42条 学長は卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、次の区分に従い、短期大学士の学位を授与する。

- 一 幼児保育学科 短期大学士（教育学）
- 二 介護福祉学科 短期大学士（介護福祉学）

第8章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の費用

(入学検定料)

第43条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合は、前項の規程を準用する。

(入学金)

第44条 本学に入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。入学金の額は別表第5に定める。

2 入学金の納入期間は、合格発表の日から本学の指定する入学手続き完了日時までとする。

3 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合の入学金についても前第1項の規定を準用する。

4 前項の規定に関わらず、本学を卒業し本学他学科に入学する者の入学金は、免除する。

5 入学金は原則として返納しない。

(授業料等)

第45条 授業料等は幼児保育学科、介護福祉学科ごとに定められ、別表第5に掲げられた額とし、これを分納しようとする者は事由を記した書面により保証人連署で願い出なければならない。

2 前項の納入する期間の規定は、本学の指定する手続き完了日時までとする。

3 本学において特別の事情があると認められた者は、第1項の納入する期間の規定に関わらず月額分納又は延納を認めることがある。

4 科目等履修生及び研究生の授業料は別表第6に定める。

5 第1項から第4項までに定めた授業料等のほか、実習費及びそれとは別に費用等を徴収することができる。これらの額は別に定める。

(授業料等の返納及び減免)

第46条 授業料等はやむを得ない事由があると認めるときは願い出により返納又は減免することがある。

2 前項の規定に関わらず、前期又は後期中途から休学の場合は、その学期の授業料等は減免しない。

3 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。ただし、やむをえない事由があると認めるときは願い出により減免することがある。

(授業料等未納者の措置)

第47条 所定の期日内に授業料等を納入しない者には催告を發し、なお納入しないときは登学を停止する。登学を停止したのちなお納入しない場合は除籍する。

第 9 章 賞罰

(褒賞)

第48条 学生として特に推奨すべき行為のあった者は、これを表彰することがある。

(卒業表彰)

第49条 卒業に際し、人物成績共に優秀な学生には授賞することがある。

(懲戒該当者)

第50条 学長は、次の各号の1に該当する者に対し懲戒処分を行うことがある。

- 一 素行不良で改善の見込がないと認められる者。
- 二 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- 三 学力劣悪で成業の見込がないと認められる者。
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

(懲戒)

第51条 懲戒は戒告停学及び退学とする。

2 第1項の実施について必要な手続きは別に定める。

第 10 章 教職員組織

(教職員)

第52条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定する教職員のほか、必要に応じて副学長を置くことができる。

(学科長)

第53条 本学の学科に学科長をおき、学科の教授をもって充てる。

(教員の職務及び要件)

第54条 教員の職務は、学校教育法第92条第3項から第10項の定めるところによる。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(学生部長・図書館長・事務長)

第55条 本学に学生部長、図書館長、事務長をおき、本学の教職員をもって充てる。

2 学生部長は、学生の学業生活全般の校務をつかさどり統括する。

3 図書館長は、図書館の校務をつかさどり統括する。

4 事務長は、本学の事務をつかさどり統括する。

(事務職員)

第56条 事務職員は本学の事務をつかさどる。

第 11 章 教授会

(教授会の組織)

第57条 本学に教授会を置く。

2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第58条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長が正当な事由により議長をつとめることができない場合は、あらかじめ学長が指名した者がその任を代行する。

2 学長は、教授会の構成員が議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第59条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第60条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営規則)

第61条 教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

(人事委員会)

第62条 教授、准教授、講師、助教、助手の候補者の選考、昇格に関する事項については、人事委員会をおき、それを審議する。

2 人事委員会における審議結果は教授会に報告する。

3 人事委員会は、学長、副学長及び教授で構成する。

4 人事委員会委員長は、学長を充てる。

5 人事委員会の運営に関する事項は、別に定める。

6 教授等の候補者の選考及び昇格に関する基準等は、別に定める。

(委員会)

第63条 松本短期大学の円滑な学校運営のために教授会のもとに委員会を置く。

2 委員会に関する事項は別に定める。

第 12 章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第 64 条 本学の教授又は准教授もしくは講師の指導を受け、学術研究を希望する者がある時は、当該指導教員に本学の業務に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第 65 条 本学において開設する授業科目のうち、1 科目又は数科目を選んで履修を希望する者がある時は、当該科目等に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

3 履修料は、別に定める。

4 その他の科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第 13 章 図書館

(図書館の設置と目的)

第 66 条 本学に松本短期大学附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。図書館は図書、文献及び研究資料を蒐集管理し教職員及び学生の研究閲覧に供する。

(図書館の規定)

第 67 条 図書館に関する規定は別に定める。

第 14 章 保健及び学生支援施設

(保健及び学生支援施設)

第 68 条 本学に保健及び学生支援のための施設として、保健室、学生相談室、食堂等を置く。

2 保健及び学生支援のための施設等の運用に関する必要な事項は別に定める。

(保健の業務)

第 69 条 保健の業務は、保健室及び学生相談室等において教職員及び学生の心身の保健衛生を管理する。

2 保健室には、保健衛生を管理する教職員を置く。

3 毎年定められた時期に学生の健康診査を行なう。

第 15 章 特待生

(特待生の授業料減免)

第 70 条 人物学業共に優秀な学生に対しては教授会の議を経て選考の上、特待生として授業料を減免することができる。

第 16 章 地域連携・公開講座・研修事業

(地域連携)

第71条 本学は松本市笹賀地区を中心に、地域住民と共に、保健医療福祉の向上に役立つ連携活動及び教育等を行なう。

(地域交流センター)

第72条 本学に地域交流センターを置く。

2 地域交流センターに関する事項については、別に定める。

(公開講座)

第73条 本学では夏期休暇中若しくは適時に公開講座を設けることができる。

(研修事業)

第74条 本学では適時に研修事業を行うことができる。

附 則

- 1 この学則は昭和47年4月1日からこれを施行する
- 2 この学則は昭和54年4月1日からこれを施行する。
- 3 この学則は平成元年4月1日からこれを施行する。
- 4 この学則は平成2年4月1日からこれを施行する。
- 5 この学則は平成4年4月1日からこれを施行する。
- 6 この学則は平成5年4月1日からこれを施行する。
- 7 この学則は平成7年4月1日からこれを施行する。
- 8 この学則は平成8年4月1日からこれを施行する。
- 9 この学則は平成10年4月1日からこれを施行する。
- 10 この学則は平成11年4月1日からこれを施行する。
- 11 この学則は平成12年4月1日からこれを施行する。
但し、第12条、第15条及び第20条に関わる変更は平成12年度入学生より適用する。
- 12 この学則は平成14年4月1日からこれを施行する。
但し、第12条、第17条、第18条、第38条及び第62条に関わる変更は平成14年度入学生より適用する。
- 13 この学則は平成15年4月1日からこれを施行する。
但し、第12条に関わる変更は平成15年度入学生より適用する。
- 14 この学則は平成16年4月1日からこれを施行する。
但し、第8条、第9条、第10条、別表1、別表2、別表3、別表4、及び松本短期大学保育士養成課程に関する細目に関わる変更は平成16年度入学生より適用する。
- 15 この学則は平成17年4月1日からこれを施行する。
但し、第19条に関わる変更は平成17年度入学生より適用する。
- 16 この学則は平成18年2月1日からこれを施行する。
- 17 この学則は平成18年4月1日からこれを施行する。
但し、第4条、第8条、第9条、第10条、第14条、第24条、別表1、別表2、別表4に関わる変更は平成18年度入学生より適用する。
- 18 この学則は平成19年4月1日からこれを施行する。

但し、第17条、第26条、第27条、第28条、第29条、第69条、別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第7、別表第8、松本短期大学保育士養成課程に関する細目及び松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成19年度入学生より適用する。

19 この学則は平成20年4月1日からこれを施行する。

但し、松本短期大学保育士養成課程に関する細目及び松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成20年度入学生より適用する。

20 この学則は平成20年6月1日からこれを施行する。

21 この学則は平成21年4月1日からこれを施行する。

但し、第14条、第28条、第32条、第40条、第71条、別表第2、別表第3、別表第5、別表第8および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成21年度入学生より適用する。

22 この学則は平成22年4月1日からこれを施行する。

但し、第17条、第26条、第27条、第29条、別表第1及び松本短期大学保育士養成課程に関する細目別表に関わる変更は平成22年度入学生より適用する。

23 この学則は平成23年4月1日からこれを施行する。

但し、別表第1、別表第4、別表第6、別表第8、松本短期大学保育士養成課程に関する細目、別表および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目、別表2に関わる変更は平成23年度入学生より適用する。なお、第28条第1項の規定にかかわらず、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得して介護福祉学科を卒業した者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、介護福祉士となる資格を与える。

24 この学則は平成24年4月1日からこれを施行する。

但し、第72条、別表第3および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成24年度入学生より適用する。なお、第71条第2項の規定にかかわらず、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得して専攻科（福祉専攻）を修了した者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、介護福祉士となる資格を与える。

25 この学則は平成26年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条、第4条、第34条、第40条、別表第2、別表第3、別表第5および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成26年度入学生より適用する。

26 この学則は平成27年4月1日からこれを施行する。

但し、第25条、別表第8および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成27年度入学生より適用する。

27 この学則は平成29年4月1日からこれを施行する。

28 この学則は平成30年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条、第40条、別表第3、別表第5および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成30年度入学生より適用する。

29 この学則は平成31年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条、第26条、別表第1、別表第4、別表第5、松本短期大学保育士養成課程に関する細目別表及び松本短期大学介護福祉学科養成課程に関する細目に関する変更は平成31年度入学生より適用する。

30 この学則は令和3年4月1日からこれを施行する。

但し、第23条、第40条、別表第2、別表第5および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は令和3年度入学生より適用する。

31 この学則は、令和5年4月1日からこれを施行する。

32 この学則は、令和6年4月1日からこれを施行する。

但し、別表第5に関わる変更は令和6年度入学生より適用する。

33 この学則は、令和7年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条に関わる変更は令和7年度入学生より適用する。

別表第1

幼児保育学科教育課程

授業科目の区分等	授 業 科 目	授業 形態	単 位 数			時間数	備 考		
			開設単位	必修	選択				
教養基礎科目	ひとの命と健康を考える	生命倫理	講義	2		2	30	教免必修	
		健康と運動Ⅰ	講義	1	1		15		
		健康と運動Ⅱ	実技	1	1		30		
	ひとの可能性を考える	こころの科学	講義	2		2	30		
	ひとの権利を考える	暮らしの中の憲法	講義	2		2	30		
	ひとの生活を考える	キャリア形成Ⅱ	講義	1	1		15		
		地域交流実践	演習	1		1	30		
	学修の基礎力を培う	英語表現	演習	2	2		30		教免必修
		情報処理演習	演習	2		2	30		
		暮らしの中の数学	講義	2		2	30		
キャリア形成Ⅰ		講義	1	1		15			
小 計			17	6	11	285	合計10単位以上		
専門教育科目	保育原理	講義	2	2		30	保育士必修		
	教育原理	講義	2	2		30			
	子ども家庭福祉	講義	2		2	30			
	社会福祉	講義	2		2	30			
	子ども家庭支援論	講義	2		2	30			
	社会的養護Ⅰ	講義	2		2	30			
	保育者論	講義	2	2		30			
	保育・教育の心理学	講義	2	2		30			
	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	30			
	子どもの理解と援助	演習	2	2		30			
	子どもの保健	講義	2		2	30			
	子どもの食と栄養	演習	2		2	30			
	教育課程の編成と評価	講義	2	2		30			
	保育内容 総論	演習	1	1		15			
	保育内容の指導法Ⅰ（健康・表現）	演習	2	2		30			
	保育内容の指導法Ⅱ（環境・人間関係）	演習	2	2		30			
	保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	演習	1	1		15			
	子どもと音楽表現	演習	1	1		15			
	子どもと造形表現	演習	1	1		15			
	子どもと健康	演習	1	1		15			
	子どもと環境	演習	1	1		15			
	子どもと人間関係	演習	1	1		15			
	子どもと身体表現	演習	1	1		15			
	乳児保育Ⅰ	講義	2		2	30			
	乳児保育Ⅱ	演習	1		1	15			
	子どもの健康と安全	演習	1		1	15			
	特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	演習	2	2		30			
	社会的養護Ⅱ	演習	1		1	15			
	子育て支援	演習	1		1	30			
いのちと環境	演習	2		2	30				
保育・教育相談	講義	2		2	30				
子どもの音楽Ⅰ	演習	2	2		30				
子どもの音楽Ⅱ	演習	1		1	15				

授業科目の区分等	授 業 科 目	授業 形態	単 位 数			時間数	備 考
			開設単位	必修	選択		
専門教育科目	子どもと運動遊び	演習	2	2		30	
	子どもと絵本	演習	1		1	15	保育士選択
	ことばと表現	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅠ	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅡ	演習	1		1	15	保育士選択
	子どもと造形表現論	講義	2		2	30	保育士選択
	幼児教育の方法	講義	2		2	30	教免必修・保育士選択
	幼児保育特講	演習	2		2	30	保育士選択
	教育実習指導	演習	1		1	30	教免必修
	教育実習	実習	4		4	180	教免必修
	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2	60	保育士必修
	保育実習Ⅰ	実習	4		4	180	保育士必修
	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	15	} 保育士：Ⅱ又はⅢ 選択必修
	保育実習Ⅱ	実習	2		2	90	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	15	
	保育実習Ⅲ	実習	2		2	90	
		保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	2		30
小 計			84	32	52	1,680	
研究演習	基礎ゼミナール	演習	2	2		60	
	応用ゼミナール	演習	2	2		60	
小 計			4	4		120	
合 計			105	42	63	2,085	

※幼児保育学科の卒業最低単位数 必修42単位 選択20単位 計62単位

内、教養基礎科目 必修6単位、選択科目の中から2科目以上4単位 計10単位

専門教育科目・研究演習 必修36単位、選択16単位、計52単位

※保育士：必修及び選択必修を除く、保育士選択科目から2単位以上を選択

別表第2

介護福祉学科教育課程

領域	授業科目の区分等	5つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考
					開設	卒業		介護福祉士			
					単位	必修	選択	必修	選択		
教養科目		ひとの生活を考える	地域生活と文化	講義	2	2		2		30	
		学修の基礎力を培う	初年度教育Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			初年度教育Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			キャリアデザイン入門	演習	1	1		1		30	
			キャリアデザインⅠ	演習	1		1		1	30	
			キャリアデザインⅡ	演習	1		1		1	30	
			キャリアデザインⅢ	演習	1		1		1	30	
小計					8	5	3	5	3	210	
人間と社会	人間の尊厳と自立	ひとの権利を考える	人間の尊厳と自立	講義	2	2		2		30	
	人間関係とコミュニケーション	ひとの可能性を考える	人間関係とコミュニケーションⅠ	演習	1	1		1		30	
			人間関係とコミュニケーションⅡ	演習	1	1		1		30	
	社会の理解	ひとの権利を考える	現代社会と福祉	講義	2	2		2		30	
			社会保障論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			社会保障論Ⅱ	講義	2	2		2		30	
			社会保障と人間の生活	演習	1	1		1		30	
人と社会に関する科目	学修の基礎力を培う	人間の発達と心理的支援	講義	2	2		2		30		
	ひとの生活を考える	地域交流演習	演習	1	1		1		30		
小計					14	14	0	14	0	270	
介護	介護の基本	ひとの生活を考える	介護福祉論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの権利を考える	介護福祉論Ⅱ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの生活を考える	介護の基本Ⅱ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅲ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅳ	講義	2	2		2		30	
	コミュニケーション技術	ひとの生活を考える	コミュニケーション技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
	生活支援技術	ひとの生活を考える	生活支援技術の基本	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅲ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅳ	演習	1	1		1		30	
		ひとの命と健康を考える	生活支援技術Ⅴ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅵ	演習	1	1		1		30	
		ひとの生活を考える	家政の生活支援Ⅰ	演習	1	1		1		30	
	ひとの可能性を考える	家政の生活支援Ⅱ	演習	1	1		1		30		
	介護過程	ひとの可能性を考える	福祉住環境と生活支援	講義	2	2		2		30	
			介護過程総論	講義	2	2		2		30	
			介護過程Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅲ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅳ	演習	1	1		1		30	
介護総合演習	ひとの可能性を考える	介護総合演習Ⅰ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修	
		介護総合演習Ⅱ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修	
		介護総合演習Ⅲ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修	
		介護総合演習Ⅳ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修	
介護実習	介護実習Ⅰ	ひとの生活を考える	介護導入実習	実習	1		1	1	45	介護福祉士必修	
		介護基礎実習	実習	1		1	1	45	介護福祉士必修		
	介護実習Ⅱ	ひとの可能性を考える	地域介護実習	実習	1		1	1	45	介護福祉士必修	
			個別援助実習	実習	3		3	3	135	介護福祉士必修	
介護総合実習	実習	4		4	4		180	介護福祉士必修			
小計					42	28	14	42	0	1260	

領域	授業科目の区分等	5つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考	
					開設	卒業		介護福祉士				
					単位	必修	選択	必修	選択			
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	ひとの命と健康を考える	こころとからだのしくみⅠ-1	講義	2	2		2		30		
			こころとからだのしくみⅠ-2	講義	2	2		2		30		
			こころとからだのしくみⅡ-1	講義	2	2		2		30		
			こころとからだのしくみⅡ-2	講義	2	2		2		30		
	発達と老化の理解	ひとの命と健康を考える	発達と老化の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30		
			発達と老化の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30		
	認知症の理解	ひとの命と健康を考える	認知症の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30		
		ひとの可能性を考える	認知症の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30		
	障害の理解	ひとの命と健康を考える	障害の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30		
		ひとの権利を考える	障害の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30		
	小計					20	20	0	20	0	300	
	医療的ケア	医療的ケア	ひとの命と健康を考える	医療的ケアⅠ	講義	1		1	1		15	介護福祉士必修
医療的ケアⅡ				講義	2		2	2		30	介護福祉士必修	
医療的ケアⅢ				講義	2		2	2		30	介護福祉士必修	
医療的ケアⅣ				演習	1		1	1		15	介護福祉士必修	
小計					6		6	6		90		
合計					90	67	23	87	3	2130		

※介護福祉学科の卒業最低単位数 必修67単位+選択科目1単位（介護福祉士必修を除く） 計68単位

※介護福祉士国家試験受験資格取得単位数：必修67単位+選択科目1単位（介護福祉士必修を除く）+介護福祉士必修20単位 計88単位

別表第3 教員の免許を得るための要件

学科目区分	学科目数及び単位数
教養基礎科目	別表第1の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む10単位以上
専門教育科目	別表第1の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む41単位以上
研究演習	別表第1に指定する4単位
合計	上記の指定を含め、62単位以上

別表第4 卒業に必要な履修科目及び単位数

1. 幼児保育学科

学科目区分	学科目数及び単位数
教養基礎科目	別表第1の当該欄の内、必修科目以外に2科目以上、合計10単位以上
専門教育科目	別表第1の当該欄の内、必修科目以外に16単位以上、合計48単位以上
研究演習	別表第1に指定する4単位
合計	合計62単位以上

2. 介護福祉学科

領域区分	学科目数及び単位数
教養科目	別表第2に指定する必修科目5単位及び選択科目1単位
人間と社会	別表第2に指定する必修科目14単位
介護	別表第2に指定する必修科目28単位
こころとからだのしくみ	別表第2に指定する必修科目20単位
合計	合計68単位以上

別表第5 入学検定料・入学金及び授業料等

1. 幼児保育学科

	金額
入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
授業料	950,000円
学園維持費	60,000円

2. 介護福祉学科

	金額
入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
授業料	950,000円
学園維持費	60,000円

別表第6 科目等履修生及び研究生の授業料

		金額
科目等履修生	講義科目1単位につき	8,000円
	演習科目1単位につき	12,000円
	実技科目1単位につき	15,000円
研究生	聴講料	30,000円
	聴講1単位につき	8,000円

松本短期大学保育士養成課程に関する細目

(目的)

第1条 学則第27条第2項に基づきこの細目を定める。

(所在)

第2条 本学は長野県松本市笹賀3118番地に位置する。

(修得単位数)

第3条 保育士資格取得のための最低必要修得単位数は別表のとおりである。

(保育実習)

第4条 幼児保育学科における保育実習は、関係法令の定めに基づき、以下のとおりとする。

- (1) 保育実習指導Ⅰ 2単位 学内における実習指導とする。
- (2) 保育実習指導Ⅱ 1単位 学内における実習指導とする。
- (3) 保育実習指導Ⅲ 1単位 学内における実習指導とする。
- (4) 保育実習Ⅰ 4単位 保育所における実習2単位及び収容施設等における実習2単位とする。
- (5) 保育実習Ⅱ 2単位 保育所における実習を行うものとする。
- (6) 保育実習Ⅲ 2単位 保育所以外の社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設で実習を行うものとする。

第5条 保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲは、そのいずれか二科目を必ず履修するものとする。

第6条 保育士資格を取得するためには、本細目及び別表に定められた要件を充たすほか、本学学則別表第5に定められた卒業要件を充たすことが必要となる。

(履修の認定条件)

第7条 幼児保育学科においては、出席時間数が学則に定める時間数の3分の2に満たない者については、履修の認定及び認定試験の受験を認めない。

別表

系列	教科目	左に対応して開設されている教科目		授業形態	時間数	単位数		最低必要 修得単位数
						必修	選択	
告示による教科目	体育	健康と運動Ⅰ		講義	15	1		2単位
		健康と運動Ⅱ		実技	30	1		
	外国語	英語表現		演習	30	2		2単位
	その他	生命倫理		講義	30		2	6単位以上
		こころの科学		講義	30		2	
		暮らしの中の憲法		講義	30		2	
		キャリア形成Ⅰ		講義	15	1		
		キャリア形成Ⅱ		講義	15	1		
		暮らしの中の数学		講義	30		2	
		情報処理演習		演習	30		2	
地域交流実践		演習	30		1			
合計					285	6	11	
告示による教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	30	2		54単位
		教育原理	教育原理	講義	30	2		
		子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	30	2		
		社会福祉	社会福祉	講義	30	2		
		子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	30	2		
		社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	講義	30	2		
		保育者論	保育者論	講義	30	2		
		小計			210	14		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育・教育の心理学	講義	30	2		
		子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	30	2		
		子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	30	2		
		子どもの保健	子どもの保健	講義	30	2		
		子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	30	2		
		小計			150	10		
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	教育課程の編成と評価	講義	30	2		
		保育内容総論	保育内容 総論	演習	15	1		
		保育内容演習	保育内容の指導法Ⅰ（健康・表現）	演習	30	2		
			保育内容の指導法Ⅱ（環境・人間関係）	演習	30	2		
			保育内容の指導法Ⅲ（言葉）	演習	15	1		
		保育内容の理解と方法	子どもと音楽表現	演習	15	1		
			子どもと造形表現	演習	15	1		
			子どもと健康	演習	15	1		
			子どもと環境	演習	15	1		
			子どもと人間関係	演習	15	1		
		子どもと身体表現	演習	15	1			
		乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	30	2		
		乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	15	1		
		子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	15	1		
		障害児保育	特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	演習	30	2		
		社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	15	1		
	子育て支援	子育て支援	演習	30	1			
	小計			345	22			
	保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ	実習	180	4		
		保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	演習	60	2		
	総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	30	2		
	合計					975	54	

告示による 教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育に関する科目	いのちと環境	演習	30		2	必修4単位の他に、 保育士選択科目から 2単位以上 計6単位以上
	保育の対象の理解に関する科目							
	保育の内容・ 方法に関する科目		保育・教育相談	講義	30		2	
			子どもの音楽Ⅰ	演習	30	2		
			子どもの音楽Ⅱ	演習	15		1	
			子どもと運動遊び	演習	30	2		
			子どもと絵本	演習	15		1	
			ことばと表現	演習	15		1	
			生涯スポーツⅠ	演習	15		1	
			生涯スポーツⅡ	演習	15		1	
			子どもと造形表現論	講義	30		2	
			幼児教育の方法	講義	30		2	
			幼児保育特講	演習	30		2	
	保育実習		保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ	実習	90		
保育実習Ⅲ		実習		90		2		
保育実習指導Ⅱ又は保育実 習指導Ⅲ		保育実習指導Ⅱ	演習	15		1		
		保育実習指導Ⅲ	演習	15		1		
合 計					495	4	21	
保育士資格取得科目ではないが、 学校独自の科目として開設されて いる科目			教育実習指導	演習	30		1	必修科目 4単位以上
			教育実習	実習	180		4	
			基礎ゼミナール	演習	60	2		
			応用ゼミナール	演習	60	2		
合 計					2,085	68	37	77単位以上

松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目

(目的)

第1条 学則第28条第2項に基づきこの細目を定める。

(所在)

第2条 本学は長野県松本市笹賀3118番地に位置する。

(介護福祉学科教育内容)

第3条 介護福祉学科の介護福祉士試験受験資格取得に関する教育内容は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に掲げる教育内容で、本学で開設されている授業科目との対応一覧表は別表1のとおりである。

(介護福祉学科介護実習)

第4条 介護福祉学科における介護実習は、関係法令の定めに基づき、以下のとおりとする。

(1) 介護実習は、介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱに分ける。

(2) (1)の段階は、Ⅰ、Ⅱの順に履修するものとし、前の段階を修了しなければ、次の段階の実習を履修することはできない。

(転科・編入学)

第5条 介護福祉学科においては、本学他学科からの転科並びに他大学等から編入学を希望する者がある時は、特別の選考により転科又は編入学を許可することがある。

(履修の認定条件)

第6条 介護福祉学科においては、出席時間数が学則に定める時間数の3分の2(介護実習については5分の4)に満たない者については、履修の認定及び認定試験の受験を認めない。

(学級数)

第7条 介護福祉学科においては入学定員を40人とし、1学年を1学級とする。

附 則

1 この細目は、平成23年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条の規定の適用については、別表1に定める修業科目及び単位を取得して介護福祉学科を卒業した者に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、同条中「介護福祉士試験受験資格」とあるのは、「介護福祉士となる資格」とする。

2 この細目は、平成24年4月1日からこれを施行する。

但し、第4条の規定の適用については、別表2に定める修業科目及び単位を取得して専攻科福祉専攻を修了した者に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、同条中「介護福祉士試験受験資格」とあるのは、「介護福祉士となる資格」とする。

3 この細目および別表1は、平成26年4月1日からこれを施行する。

4 この細目および別表2は、平成27年4月1日からこれを施行する。

5 この細目は、平成29年4月1日からこれを施行する。

6 この細目は、平成30年4月1日からこれを施行する。

7 この細目は、平成31年4月1日からこれを施行する。

8 この細目は、令和3年4月1日からこれを施行する。

別表 1

社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第 4 に掲げる教育内容と本学で開設されている授業科目との対応一覧表

領域	教育内容 (第 1 号養成施設として定められている時間数)	開講科目名称	本学開講時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	30
		計 1 科目	30
	人間関係とコミュニケーション (60)	人間関係とコミュニケーション I	30
		人間関係とコミュニケーション II	30
		計 2 科目	60
	社会の理解 (60)	現代社会と福祉	30
		社会保障論 I	30
		社会保障論 II	30
		社会保障と人間の生活	30
		計 4 科目	120
	人間と社会に関する 選択科目	人間の発達と心理的支援	30
		地域交流演習	30
		計 2 科目	60
	人間と社会	合計 9 科目	270
介護	介護の基本 (180)	介護福祉論 I	30
		介護福祉論 II	30
		介護の基本 I	30
		介護の基本 II	30
		介護の基本 III	30
		介護の基本 IV	30
		計 6 科目	180
	コミュニケーション技術 (60)	コミュニケーション技術 I	30
		コミュニケーション技術 II	30
		計 2 科目	60
	生活支援技術 (300)	生活支援技術の基本	30
		生活支援技術 I	30
		生活支援技術 II	30
		生活支援技術 III	30
		生活支援技術 IV	30
		生活支援技術 V	30
		生活支援技術 VI	30
		家政の生活支援 I	30
		家政の生活支援 II	30
		福祉住環境と生活支援	30
	計 10 科目	300	
	介護過程 (150)	介護過程総論	30
		介護過程 I	30
		介護過程 II	30
		介護過程 III	30
		介護過程 IV	30
		計 5 科目	150
	介護総合演習 (120)	介護総合演習 I	30
		介護総合演習 II	30
		介護総合演習 III	30
		介護総合演習 IV	30
		計 4 科目	120
介護実習 (450)	介護導入実習	45	
	介護基礎実習	45	
	地域介護実習	45	
	(介護実習 I の計) 3 科目	135	
	個別援助実習	135	
	介護総合実習	180	
	(介護実習 II の計) 2 科目	315	
計 5 科目	450		
介護 合計	32 科目	1,260	

開設科目対照表	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)	こころとからだのしくみⅠ-1	30	
			こころとからだのしくみⅠ-2	30	
			こころとからだのしくみⅡ-1	30	
			こころとからだのしくみⅡ-2	30	
			計 4科目	120	
		発達と老化の理解 (60)	発達と老化の理解Ⅰ	30	
			発達と老化の理解Ⅱ	30	
				計 2科目	60
		認知症の理解 (60)	認知症の理解Ⅰ	30	
			認知症の理解Ⅱ	30	
			計 2科目	60	
	障害の理解 (60)	障害の理解Ⅰ	30		
		障害の理解Ⅱ	30		
				計 2科目	60
			こころとからだのしくみ 合計 10科目	300	
	医療的ケア	医療的ケア (50)	医療的ケアⅠ	15	
			医療的ケアⅡ	30	
医療的ケアⅢ			30		
医療的ケアⅣ			15		
		計 4科目	90		
		医療的ケア 合計 4科目	90		
		合計 55科目	1,920		

幼稚園教諭2種免許状に関する教科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	左に対応して開設されている教科目	設置単位数		
				必修	選択	
					教免必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 (情報機器及び教材の活用も含む。)	健康	子どもと健康	1		
		人間関係	子どもと人間関係	1		
		環境	子どもと環境	1		
		表現	子どもと音楽表現	1		
			子どもと造形表現	1		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用も含む。)	保育内容 総論	1			
		保育内容の指導法Ⅰ (健康・表現)	2			
		保育内容の指導法Ⅱ (環境・人間関係)	2			
		保育内容の指導法Ⅲ (言葉)	1			
	小 計		12	小 計	12	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育原理	2		
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)		保育者論	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育・教育の心理学	2		
	・特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	2		
	・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程の編成と評価	2		
道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談に関する科目	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		幼児教育の方法		2	
	・幼児理解の理論及び方法		子どもの理解と援助	2		
	・教育方法 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		保育・教育相談		2	
教育実践に関する科目	教育実習		教育実習指導		1	
			教育実習		4	
	教職実践演習		保育・教職実践演習 (幼稚園)	2		
小 計		19 以上	小 計	23		
教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目	日本国憲法		暮らしの中の憲法		2	
	体育		健康と運動Ⅰ	1		
			健康と運動Ⅱ	1		
	外国語コミュニケーション		英語表現	2		
	情報機器の操作		情報処理演習		2	
小 計		8	小 計	8		
合 計		39 以上	合 計	43		